

【マレーシア】新型コロナウイルスの影響による知財庁業務の閉庁について（続報2）

2020年4月1日

ジェットロ・バンコク事務所

マレーシア知財公社（MyIPO）は、4月1日に手続等に関する詳細情報について追加公表した。

主な発表内容は以下のとおり。

- ・ MyIPO は引き続き、4月14日まで閉鎖。
- ・ 新規の PCT 出願については、WIPO ウェブサイト（<https://pct.wipo.int>）から可能。なお、アカウントの作成は(<https://www3.wipo.int/login/helo.jsp?lang=en>)を参照。
- ・ 2020年3月18日から4月14日までに更新期間を迎える特許、実用新案については、2020年4月30日まで年金の支払期間を猶予。なお、電子支払いシステムは引き続き使用可能。
- ・ 商標出願について、MyIPO 閉鎖中に優先権主張期間が到来する出願は2020年4月20日までに紙ベースで提出可能。当該期間の延長は調査目的に限られ、出願日には影響を与えない。ただし、パリ条約4条3項の「最初の業務日」に整合させるべく、なるべく4月15日に提出がなされることが強く推奨される。
- ・ オンライン出願システムは引き続き稼働中。MyIPO ウェブサイトまたは(<https://iponline2u.myipo.gov.my/>)からアクセス可能。
- ・ その他の質問は (ipmalaysia@myipo.gov.my) まで。

情報公開日

2020年4月1日

URL 等

<http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2020/03/PENUTUPAN-SEMENTARA-OPERASI-DILANJUTKAN-FINAL.pdf>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年4月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。